

(別紙 5)

【セーフティネット加入者】※所属漁協を經由して申請してください

佐世保市新型コロナ対策漁業用燃油補助金 第3期 (対象期間: 令和4年7月1日～9月30日)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市場価格の低迷や、燃油価格の高騰による漁業経費の増加で漁業経営状況は悪化しており、経営の早期安定を図るために、漁業者の漁業用燃油の購入費の一部を支援するものです。

申請できる方

※下記に一つでも非該当があれば申請できません

- ①国の漁業経営セーフティネット構築事業(以下、SN)に加入している方
- ②市内に住所を有するもので、市内漁協の組合員(個人及び法人、正組合員及び准組合員)である方
- ③漁業を営むことにより、令和2年分または令和3年分の確定申告等税の申告を行っている方
- ④市税について、滞納がない方
(令和4年7月15日以降の日付で市が発行する市税の「滞納のない証明書」を提出し、その証明書で滞納がないことが証明されている方)

申請書を提出するところ

所属漁協(漁協が取りまとめて市へ申請)

提出するもの

- ①(別紙1)「佐世保市新型コロナ対策漁業用燃油補助金交付申請書兼委任状」
※「令和4年7月から9月の申請用」を使用してください。
- ②令和2(2020)年分または令和3(2021)年分の確定申告書または税申告書等の写し
- ③申請分の漁業用燃油購入量が証明できる書類(領収書等)の写し
- ④令和4年7月15日以降の日付で市が発行する市税の「滞納のない証明書」
※「滞納のない証明書」は市役所2階市民税課、各支所、宇久行政センターの窓口で申請できるほか、市ホームページから「市民税関係証明申請書」をダウンロードして郵送による申請も可能です。
※佐世保市ホームページ ホーム>くらし>税金>税証明>市税の証明と閲覧

補助額

漁業用として購入した燃油(A重油、軽油、ガソリン、混合油)

1リットルあたり **10円** (※1リットル未満は切捨てとなります)

対象の漁業用燃油

(申請額が予算を超える場合には、予算の範囲内で交付します。)

令和4年7月1日から令和4年9月30日までに漁業用として購入した燃油(A重油、軽油、ガソリン、混合油)で以下の(a)から(e)いずれかに該当するもの

- (a) 水産加工業を除いた一般海面漁業、海面養殖漁業に使用される推進機関を備えた漁船の動力及び補機燃料。
- (b) 漁労に直接使用される陸上巻き上げ機の動力燃料(漁船巻き上げ機用及び地引き網用)。
- (c) 換水用動力機の動力燃料。
- (d) 火力乾燥機の燃焼用燃料(のり、わかめその他これらに類する海藻類又は魚介類の素干し又は煮干し用(煮熟用を含む)のものに限る)。
- (e) ボイラーの燃焼用燃料(水産動植物の飼育における水温調節、煮熟及びこれらに類する用途に供するものに限る)。

※ただし、(a)から(e)に該当していても「特定有人国境離島漁村支援交付金」で支援を受けている燃油は対象外となります。

【セーフティネット加入者】※所属漁協を経由して申請してください

申請について

- ・所属する漁協へ申し込んでください。※漁業者から市役所へ直接申し込むことはできません。
- ・1ヶ月単位で申請することができますが、**同じ月に2回以上申請はできません。**
(例えば7月中旬に1度申請し、7月末に同じ月分を再申請しても対象外となります。)
※複数の月をまとめた申請はできますが、申請時点で予算がなければ対象外となります。
- ・予算額に達した時点で、補助金は終了いたします。
(例えば7月分を9月に申請してもその時点で予算額に到達していれば支給できません。)

申請期間

令和4年7月15日(金)から令和4年10月14日(金)17時まで※漁協から市へ申請する期限

上記期限は漁協から市へ申請する期限であり、漁業者から漁協への申込期限は別途所属の漁協が設定いたします。

※補助対象期間は令和4年7月1日(金)から令和4年9月30日(金)

申請にかかる書類の入手方法

各所属漁協へ申請書一式をお配りするほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※「佐世保市新型コロナ対策漁業用燃油補助金」で検索願います。

補助金の給付方法

市から各所属漁協へ一旦振り込まれた後、各申請者へ配分されます。

※こちらは裏面となります。
表面にも記載があります。

お問い合わせ先

各所属漁協または

佐世保市 農林水産部 水産課

TEL 0956-25-9642